巨勢文雄考

要旨

者のあり方を追求するためである。中心に考察を加えた。道真の交流を明らかにするとともに、平安前期の儒中心に考察を加えた。道真の交流を明らかにするとともに、平安前期の儒『菅家文草』に道真との贈答が見られる巨勢文雄について、伝記考證を

はじめに

ある。 た説話 ゆる昌泰の変における道真と清行の関係を想起させる話柄であるが、 越す」と書き、それを菅原道真が嘲って、「超越」を「愚魯」に改め 文章博士として儒者の頂点に立った人物であり、 文雄は道真の詩友でもあった(『菅家文草』巻四・23)。道真が心を許 した友は少なかったが、文雄は、その一人に数えられる。 巨勢文雄が、 しかし、文雄についての専論は、ないといってもいい。辞書的 (『江談抄』 弟子の三善清行を推薦する状に「清行の才名時輩に超 巻五・44) は、 よく知られたものであろう。いわ 検討に値するはずで 文雄自身

観十三年十月廿一日応天門勘文考」(『平安朝日本漢文学の基底』武蔵一九九四年)があるが、簡便なものである。また、近年では、濱田寛「貞な説明、例えば、後藤昭雄「巨勢文雄」(『平安時代史事典』角川書店・

滝川幸

司

安朝天暦期の文壇』風間書房・二○○八年、一九九二年初出)に文雄野書院・二○○六年)、小野泰央「大江維時論─「稽古の力」─」(『平

略に留まっている。

伝がまとめられるが、

文雄の伝記考證を目的とするものではなく、概

儒者の検討から浮かび上がってこよう。本稿は、その一環である。 は異質な存在だと、私は考えている。そのことは、道真以外の詩人・は異質な存在だと、私は考えているが、道真は、紀伝道出身者の中では、菅原道真が中心に論じられるが、道真は、紀伝道出身者の中では異質な存在だと、私は考えてみたい。この時代の詩人・儒者について論じる。伝記考證を主としつつ、当時

、家系・父・兄弟

文雄は、旧姓味酒首である。貞観三年九月二日の巨勢河守の奏言に(2)

この款が初見である る。 は、 よって、 直接の祖とするという。 る文雄の款には、 |勢男韓宿禰は、 即ち、 即ち是れ文雄の祖也。 味酒首を改めて巨勢朝臣を賜っている。河守奏言に引用され 武内宿禰を祖とし、 是れ巨勢朝臣の祖なり。 「先祖は武内宿禰大臣自り出づる也。大臣の第五男 なお、木菟宿禰の後身が味酒臣であることは 木兎宿禰の後、 巨勢男韓宿禰の三男、 味酒臣姓を賜ふ」と記され 第三男平群木兎 平群木菟宿禰を (菟) 宿禰

確定できない。左京に貫を移された時期も明らかではない。 敢へて具に載せず」という。伊勢国に貫され、首姓を賜った時期はりて、臣を改め首姓を賜ふ。貫を左京に入る。事図諜に煥かなれば、文雄の款は続けて、「淪落して伊勢国に貫せらる。文雄の祖宗に至

以上が文雄の家系であるが、「淪落」と記されるように、没落していた。文雄の款には「孤り悴族と為り、久しく栄途に隔たる」ともあり、いた。文雄の款には「孤り悴族と為り、久しく栄途に隔たる」ともあり、はなく官途を終えたのであろう。但し、醍醐寺本『水言抄』目録に「味となく官途を終えたのであろう。但し、醍醐寺本『水言抄』目録に「味となく官途を終えたのであろう。但し、醍醐寺本『水言抄』目録に「味となく官途を終えたのであろう。但し、醍醐寺本『水言抄』目録に「味となく官途を終えたのであろう。但し、醍醐寺本『水言抄』目録に「味となく官途を終えたのであるが、字を持っていたことから、大学寮で学んだ可能性がある。

八位下味酒首文主、文章生無位味酒首文宗等三人に並びに巨勢朝臣を先の改姓記事には「左京人大内記従七位上味酒首文雄、山城少目従

くというのだから、文主、文宗は、文雄の弟と推測される。款に「式微の歎、弟兄深く鯾ぶ」と、兄弟で味酒首が衰えたことを嘆賜ふ」とあり、文雄を含め三人が巨勢朝臣を賜ったわけだが、文雄の

いる (後述)。

の対し、 (後述)。

者としての側面が看取される。時点で文章生であったことからも推測できるように、その経歴には儒文主については、以上の資料しか管見に入らないが、文宗は、改姓

例をあげている。 年に、「(大外記)巨勢文宗〈三月三日任〉」とあり、 す」と、 和元年正月十六日に 本三代実録』元慶六年九月十三日条によれば、「大外記正六位上巨勢 文宗の後任と考えられるので、「三月」は「二月」の誤りであろう。 記に転じている。但し、二月三日に少外記に任じられた大蔵善行が れている。元越中掾とあるのは、文章生外国か。 章生正月廿一日任/元越中掾〉」とあり、文章生から少外記に任じら 文宗」として見え、「内裏犬産」による伊勢大神宮の奉幣について先 文宗は、『外記補任』によれば、元慶四年に「(少外記) 河内介に転じている。 元慶八年二月二十三日に外従五位下に叙せられ、 「外従五位下行大外記巨勢朝臣文宗を河内介と為 以後の消息は不明である。この仁和 『外記補任』 少外記から大外 巨勢文宗 元慶六 文

文宗が十歳年少だとしても、 文宗が文章生から少外記に任じられた元慶四年には、 り学問が必要だったということだろうか。 道を歩んだといえる。「式微の歎」のある家で官界に出るには する資料は少ないものの、 聚符宣抄』には外記時代の文宗が奉じた宣旨が四通見える。文宗に関 り大きな差があったのである。 じく紀伝道に学んではいたが、 及第して出身した文雄に比べ(及第時三十七歳)、明らかに官位は低い。 たであろう。 文雄は六十二歳なので、 あるいは、間もなく没したのかも知れない。なお、 紀伝道に学んでおり、 既に四十七歳である。 弟と目される文宗も五十代に入ってい 得業生出身と文章生出身とでは、 但し、文章得業生から対策 文雄と同じく儒者の 文雄と文宗は、 文雄は五十七歳。 やは やは 『類 同

、対策及第から民部少輔まで

生まれたことになる。 下巨勢朝臣文雄卒す 菅原是善 四歳年長で、 日 「本紀略」 (弘仁三年生)より十二歳年少、 寛平四年三月五日条に「修理大夫兼勘解由長官従四位 忠臣と同世代となる。 〈年六十九〉」とあるので、文雄は、 菅原道真 (承和十二年生) 島田忠臣 より二十一歳年長、 (天長四年生)よ 天長元年に

文雄が最初に確認できるのは、貞観二年六月十四日の加階記事であ文雄の幼少時代及び文章生、得業生時代の事績は伝わらない。父については先述したとおり、字しか分からず、母も不明である。

時期に得業生かい。 ずれも、文雄と同じ時期の得業生であったとは思われない。 じられているので 之れを判じて不第と為す」と対策不第で、 は、 得業生の定員は二名だが、古藤真平の一覧によれば、 る。 十二年に対策不第ではあるものの、 貞観五年七月二十二日以前に御船助道が得業生である。 音人が秀才、承和八年二月に和気貞臣が得業生になっている。 以て也」とある。このことから、 承和十年五月十五日に「文章得業生正六位下和気朝臣貞臣対策 「前文章得業生正八位下味酒首文雄に三階を加叙す。 (仁寿三年四月十四日貞臣卒伝)、 文章得業生であったことも分かる 仁寿三年十月に丁第に改判。 承和十四年に大学大允に任 音人、 承和四年に大江 音人は、 対策及第を 貞臣、 助道と同 承和 貞臣

生になったか。 は、真観八年七月十四日には散位なので、それ以前に得 業生として は、真観六年八月八日に対策及第している(『公卿補任』元慶

文雄と橘広相が任じられるまで、是善が文章博士であった。文雄は、縄が離任した後は、是善一人であったらしい。貞観九年二月十一日にとして見える。当初、是善と善縄とが文章博士であったわけだが、善澄善縄が承和十年二月十日任で、同十五年二月十四日までは文章博士として見える。当初、是善と善縄とが文章博士であったわけだが、善えが任じられており(『公卿補任』貞観十四年は十一日とする)、春

る。 是善の博士時代に、恐らくは文章生、文章得業生であったと推測され

照的な側面である。 照的な側面である。 原は、文雄は、大江音人の弟子だとされる。音人甍伝(『扶桑略記』 真観十九年十一月三日条)に「文雄貫首の弟子也」とある。音人は文 でき、これは音人の特徴でもあり、詩人的性質を強く持つ是善とは対 でき、これは音人の特徴でもあり、詩人的性質を強く持つ是善とは対 でき、これは音人の特徴でもあり、詩人的性質を強く持つ是善とは対

補任』 対策及第の年齢を概観すれば、 日対策及第(『菅家文草』巻八)、二十六歳、となる 貞観六年)、三十五歳。 五日対策及第、二十八歳。大江音人は承和十二年対策及第(『公卿補任』 (貞観十二年二月十九日薨伝)、三十四歳。 文雄は、貞観二年に対策及第したのだが、この時、 (『古今和歌集目録』)、三十六歳。菅原道真は貞観十二年五月十七 (『公卿補任』 元慶八年)、二十八歳。都良香は貞観十一年六月十九日対策及 承和六年)、二十九歳。 橘広相は貞観六年八月八日に対策及第 菅原清公は延暦十七年三月二十五日及 春澄善縄は天長七年対策及第 菅原是善は承和六年十一月 三十七歳である。 (『公卿

おり、文雄も同レベルと考えてよかろう。三代や橘広相が二十代である以外は、三十代半ばから後半に及第して以上を見るに、文雄の三十七歳は、極端に遅いわけではない。菅家

の成績で及第したことを意味する。
文雄は、対策及第によって三階を加えられているが、これは、中上

以前に大内記に任じられたことになる。貞観八年正月十三日に民部少の改姓記事である。この時文雄は「大内記従七位上」であった。これ続いて文雄が資料に登場するのは、前述した貞観三年九月二十六日

輔に遷るまで大内記である

も考えられる。 記以前に別の官職に任じられ(少内記か)、その後大内記に転じたと 大允に任じられており 七月二十六日に対策、 日に少内記に任じられ 例えば、大江音人は、 って加階され、それ以後大内記に任じられるまでしばらく間があるが などが多く、 ではない。但し、 江守に遷っているので、この後任であろう。前年六月に対策及第によ ・従五位下行大内記高階真人菅根を遠江守と為す」と、 文雄以前の大内記としては高階菅根がいる。 大内記に任じられた例は見えない。 対策及第後に任じられる官職は、 承和十二年四月十九日に献策して、翌正月十三 十一月に中上と判定され、 (『公卿補任』 (同貞観十四年)、及第後すぐに任官するわけ 貞観六年)、菅原是善は承和六年 貞観 翌年六月十日に大学 従って、 少内記、 一年正月十六日に 大内記から遠 文雄も大内 大学少允

お、この時期の少内記については未詳である。記から離れたのであろう。清行は、道真の詩友・興行の兄である。なる。貞観六年正月十六日には既に勘解由次官なので、それ以前に大内日に既に大内記であり、貞観二年十一月十六日にも大内記として見え

匪ず」 が、 願うのだが、味酒首は平群の後裔であるから、 姓して欲しいと述べるのである。そして「巨勢の華宗に入」ることを(這) 今の姓は、その酒を用い、 鑑誡深くする攸なり。而るに今味酒を姓と為し、 のである。 去就を論ぜん」と主張して、 に昆弟と作る、 に用いるものではあるけれども、 以て改姓の望、 っており、 巨勢朝臣と同祖でありながら、 先に引用したが、味酒首の系譜を述べていた。改姓の理由については、 いても、文字面を問題にしている。「平群」はその文字が「平」(平凡)、 った。これより先の、左京権亮従五位下巨勢朝臣河守の奏言によるも |群] (群れ) で、 従八位下味酒首文主、文章生無位味酒首文宗ら三人に巨勢朝臣を賜 貞観三年九月二十六日、 「平群の字、 之味既に吉祥に非ず。况復や当に其の首為るべきなるをや。 (=兄弟)、 「勢」といい 「味酒首」の文字面を述べているのだが、酒というのは、 「加以、 河守の奏言は 実に親疎无かるべし。 朝夕思を刻み、式微の歎、 称謂是れ凡なり、 字義は 巨勢を賜っても問題はないというのである。 酒の用為るや、 「愛するに堪ふ」。さらに、 「凡」である、それに比べ、「巨勢」は、 ほぼ文雄の款の引用からなる。その一部は 左京人大内記従七位上味酒首文雄、 しかも「首」(=第一)である。だから改 文雄の款は終わる。 「孤り悴族と為り、 度を超すべきではない。ところが、 礼を成すを貴ぶと唯 巨勢の文、義理愛するに堪ふ。 既に他に匪ずと云ふ、 弟兄深く鯾ぶ」というので 平群の姓を賜るべきだ 平群と巨勢は、 「平群」「巨勢」につ 副ふるに首字を以て 久しく栄途に隔た. ŧ, 耽淫の失 **詎ぞ其の** 山城少 是を 巨 他に 恒

る

に巨勢朝臣の姓を賜ひ、 已に同宗たるを知る。 以上のごとき文雄の款を引用した河守は、「謹みて本系を撿するに、 其の愁ふる所を見るに、 将に沈淪せる族人の懐を慰めんとす」という 理当に聴許すべし。

ことで奏上したのである

学んでいるが、それは、 らの脱却を図ったことは確かであろう。また、 れを文字通りに信じていいか疑問は残るものの、 ことになった。「味酒首」の文字面を嫌っての改姓願いであるが、 古人の子・清公以来、 の点、喪葬関係官人の系統であった土師氏が改姓を奏言し、 この奏言は認められ、 文人官僚としての立場を獲得した菅原氏と重な 官僚としての位置を得ることにも繋がる。 文雄らは、 味酒首から巨勢朝臣に姓を改める 文雄、 沈淪している現状 文宗は紀伝道に 願い出

四十歳である。 上り、 けられた。貞観二年六月十四日に従七位上に叙されて、二年半で二階 たものは皆無で、 貞観五年正月七日、 五位に到達したことになる。文雄以前に、 恐らくは父の位階も越えたことであろう。この時 正六位上大内記であった文雄は、 味酒氏で五位に登っ 従五位下を授

と為す」と、 章博士に任じられるまでのほぼ一年間を民部少輔として過ごすことに 貞観八年正月十三日, 大内記から民部少輔に遷った。 「従五位下行大内記巨勢朝臣文雄を民部少輔 貞観九年二月十一日に文

なる。

淵年名が任じられているが、 司となる。 を鞫問す」と尋問され、 解由使局に於て、 一 の時期の民部卿は、 日に民部卿に任じられ、応天門炎上後、貞観八年八月七日に 応天門の変で善男が流された後、 大納言正三位兼行民部卿太皇大后宮大夫伴宿禰善男 九月二十二日に配流される。 伴善男である。 わずかな期間の上司である 善男は、 貞観九年正月十二日に南 貞観元年十二月 文雄の最 初の上 勘

民部省官には紀伝道出身者が任じられることが多い。先の南淵年名貞観十年二月十七日に山城守に任じられるまで、大輔である。民部大輔には、輔世王が貞観七年正月二十七日に任じられている。

が開けたといえようか。 文雄にとっては、 で憶測するしかないが、「栄途に隔た」り、 れた。いかにも紀伝道出身者らしい官歴である。 呈田外史」 観六年)、橘広相 十一月九日卒伝)、 しては、 く劇官戸部郎、 もそうだが、少輔に限っても、 一月二十九日任。 文雄は、文章得業生から対策及第して、 十分以上の出世であろうか。文雄の心情を示す資料がないの 『菅家文草』 人臣何ぞ簡ばん職の閑忙を」(「拝戸部侍郎聊書所懐、 紀伝道に学び、 『公卿補任』 (貞観十二年二月十四日任)、菅原道真 大江音人(仁寿二年十一月一日任。『公卿補任』 巻一・69)と詠んだように、 資料の少なさはいかんともしがたいものの 寛平五年他)らがいる。 多治貞岑(天長十四年任。 改姓を願ったことにより、 大内記、 「式微の歎」を抱いていた 沈淪していた氏族と 民部少輔に任じら 激職であった。 道真が (貞観十六年 貞観十六年 栄達の道 「聞きななら 貞

奈

かなり高かったと推測できる。雄の儒者としての能力は、続いて文章博士に任じられることからも、れない。文雄の学問が、この地位をもたらしたと考えてよかろう。文ここまでの文雄には、特段摂関家以下貴族の庇護を願った様子も窺わ

三、文章博士時代

門友人」(『田氏家集』 響いていた。貞観八年春頃の作と目される、 その是善がここで離任するわけだが、 時期、 もいえない。「詩人無用」 道真は二十二歳で文章生(『公卿補任』 忠臣ら詩人派へ向けた儒家派からの攻撃であった。 来盛んに詩人無用と噵ふ〉」に見える「 下行右衛門大尉橘朝臣博覧、 ある。『日本三代実録』は 大外記に任じられた頃であり 人でその任に当たり、 (広相) と同時の任である。 文章博士の前任者は、 文雄は、 春澄善縄とともに博士の任にあったが、善縄が離任した後は 貞観九年一 月十一 巻上・4)の「儒家問ひ噵ふ詩無用なりと〈近 ほぼ二十年を、 前述したように菅原是善である。 の声は、 「民部少輔従五位下巨勢朝臣文雄、 広相は、三十一歳 並びに文章博士と為す」と記す。 日に文章博士に任じられた。 (『外記補任』)、 直接には、 この時期、 一人の文章博士として務めた。 「詩人無用」 寛平五年)、忠臣は三十九歳で 島田忠臣 文章博士の地位にいる 詩人派の頭目とはとて 「詩人無用」 貞観八年春時点で の声は、 「春日仮景訪同 是善、道真 是善は、 兀 干四四 橘博覧 従五位 声 一歳で

であった。

り(道真「奉昭宣公書」)、文雄は、儒家派といってもいい音人の弟子

り(道真「奉昭宣公書」)、文雄は、儒家派といってもいい音人の弟子

用論と関係するかは明らかではないが、後任の広相は是善の門弟であ

文雄は、元慶元年正月に左少弁に任じられるまでの六年間、文雄は故の如し」と、都良香が文章博士に任じられるまでの六年間、文雄は、離れたらしい。十年間を文章博士として過ごしたことになる。広相は、離れたらしい。十年間を文章博士として過ごしたことになる。広相は、離れたらしい。十年間を文章博士として過ごしたことになる。広相は、離れたらしい。十年間を文章博士として過ごしたことになる。広相は、離れたらしい。十年間を文章博士として過ごしたことになる。広相は、

雄らがこの時期に文章生となり、 文宗も、 業生となっている。 観十二年に対策及第している。 照されたいが、 文雄の博士時代の文章生、文章得業生については、古藤の一覧を参 文雄の文章博士時代に文章生であったろう。 例えば、菅原道真が貞観八年に文章得業生に転じ、 なお、 元慶四年に文章生から少外記に転じた弟 他にも、 佐世、 清行は、文雄の博士時代に得 藤原佐世、三善清行、 紀長谷 貞

名で献題し、その中から一つを選ぶことになる。つまり、この時期の題次第は、内宴も重陽宴もおおむね同じだが、博士二名が召され、二文章博士の職務に、宮廷詩宴(内宴・重陽宴)での献題がある。献

いうことになる。文雄が文章博士となって以降の宮廷詩宴(内宴・重宮廷詩宴の詩題には、文雄が献上したものが含まれる可能性があると

陽宴)における詩題を一覧する。

貞観十年正月二十一日 内宴貞観九年九月九日 重陽宮

内宴 (無物不逢春)重陽宴 (山人献茱萸杖

貞観十年九月九日

重陽宴喜

貞観十六年正月二十一日

貞観十二年九月九

日 内宴 春雪映早梅

貞観十七年九月九日貞観十七年正月二十一日

内宴 陽春詞

重陽宴

(紅蘭受露

だけで文雄の学問について云々することはできないが、参考までに記が文章博士であって、文雄が献題した可能性が高い。もっとも、これこの中でも、貞観十年重陽宴から貞観十七年内宴までは、文雄一人

しておく。

れている。文雄の権介は、この時までかも知れない。また備後権介としては、藤原門宗が貞観十二年正月二十五日に任じら兼行文章博士」として見え、これ以前に離れたことは確かであろう。離任時期が明確ではない。貞観十三年十月五日に、「大学頭従五位上真観十年正月十六日に、備後権介を兼任した。遙任である。但し、

貞観十年二月十八日、野火が田邑山陵兆域の樹木を焼いた。同月

た (3)

臣雄継と文章博士従五位下兼備後権介巨勢朝臣文雄が議文を提出し 為すを議せしむ」こととなった。 一十五日に、 詔が公卿及び諸儒に下り、 従四位下行博士兼伊予権守大春日朝 「博く山陵火災並びに礼制を

う。 と。 に基づいて、礼に依拠すべきだという。哭礼を行うという見解であろ 縦継は、 明経博士らしく、 然れば則ち当に礼に拠りて之れを行ふべし」と、『礼記』(檀弓下) 「礼記に曰く、 経書に拠る議論である。 焚、 其の先人の室に有れば、 則ち三日哭す、

それに対して文雄は

昭帝元鳳四年五月、 漢書に曰く、武帝建元六年四月、 孝文廟正殿火あり。 高園便殿火あり。 帝及び群臣皆素服 帝素服五日。

という。 るという。 故実がなく、 史書から故実を探る点など、 Ш 陵の失火、未だ故実を見ず。 『漢書』 文雄は、 宗廟の火災については、 武帝紀、 哭礼は行わず、 昭帝紀を引用して、 雄継と対照的で、紀伝道的な立論で 宗廟に至りては、 素服を着すという見解なのであろ [漢書] に記されたとおりであ 山陵の失火については 前聞此くの如し。

あるといえる

び を服し、 雄の議を取りて奏す」と、 諸近臣皆彩餝を去る。 結果は、 常膳を撤去し、 「公卿漢家の故事に本づき、 「皆彩餝を去」ることとなった。 御蔬菲を進ず。朝を輟むること五日。 に凶儀に准ふ」 文雄の議が選ばれ、 礼度の宜しき所を斟 と、 天皇は錫紵を着し、 「帝正殿を避け、 酌 公卿及 Ļ 錫紵 公 文

> 貞観十二年十二月二十九日、 次侍従に任じられた。

上兼行文章博士」として見える。 『日本三代実録』 貞観十三年十月五日条に、 これ以前に大学頭に任じられ 文雄は 大学頭従五位 従

位上を授けられたことになる。

れたか。 は、 あろう。 れ、 文雄以前に見える大学頭は潔世王で、 貞観十九年正月に左少弁に任じられており、 同十一年三月四日まで大学頭として確認できる。 文雄は大学頭として貞観十八年四月十一日まで見える。 貞観五年二月十六日に任じら この時に大学頭を離 潔世王の後任で 文雄

年四月十三日、 同僚について確認すれば、 同十三年八月二十五日に確認できる 山田弘宗が、 大学大属として、 貞観十一

したか。 時点では従五位下であったので、 十三年正月七日に叙位が行われていたらしく、 また、文雄は、 この時従五位上である。 この間に昇叙したと思われる。 貞観十二年十二月二十九 あるいはこの時に加 貞観

皇の喪服について疑義があり、諸儒に議させたのである。議したのは してこれを議せしむ」 皇祖母太皇大后の為の喪服に疑有り。 皆素服なり。 『日本三代実録』 太皇大后を山城国宇治郡後山階山陵に葬る。 貞観十三年十月五日条は、 と記す。 祖母太皇太后藤原順子のための清和 未だ決せず。 「天皇錫紵を服 是に於て、 是の時、 諸儒を 近臣 天

日

しかし、

『唐礼』には、「皇帝の本服大功已上の親の喪は、

皇帝は

ける。

兼行明法博士桜井田部連貞相の八名六組である。喪服を着るか否かか 原朝臣道真、 学士従五位下橘朝臣広相、正六位上行少内記都宿禰言道(良香)・菅 臣永貞、 従五位上行大学博士兼越前権介菅野朝臣佐世・従五位下行助教善淵朝 ら始まり、 心喪五月、 大学頭従五位上兼行文章博士巨勢朝臣文雄、 服は何日か、 勘解由次官従五位下安倍朝臣興行、 服制三日に定む」という結果になった あるいは心喪にすべきかなどが論じられ、 外従五位下守大判事 民部少輔兼東宮 朝

文雄の議文を掻い摘んで紹介する

父母が孫から喪葬されることを厭わないというのであろう)という。 これに基づいて、安帝は斉衰期(五服の内、二等の喪。一年)を服し、 れるところであって、「体は尊く義は重し」。また、「礼、 安帝の服が議論されているが、「春秋の義、母は子を以て貴し。 百僚もまた一期を服したという。 人に同じて三年の喪に服す」との例があげられる。子は父母から生ま は荘公の妾、 まず文雄は、晉の隆安四年に孝武太皇太后李氏が崩じた例をあげる。 僖公の母、 文公の祖母なり。 文公の世に薨ず。 祖厭はず」(祖 文公、 成風 夫

あるが、「本朝の制令」では「三年の喪は、降して一年と為す。 (晉では の喪は、 旦は結論づける 文雄はこの故実に基づき、「是れ古三年の喪を行ふは、 一年の喪に服した)、今は、「五月の服」を用いるべきであると 亦五月と為す」。だから、 もし晉の礼によって行うとしても 時の礼」 周期 で

> して止む 等以上の親の喪の為に、錫紵を服す」とあり、 親の喪は、 を停む〉」とある。そして、「本朝の令条」には 大功には、 皇太子は 。ら事を視ざること三日」とあり、『唐令』には 〈その挙哀、 その日の朝晡哭して止む。 皇帝事を見ざること三日」とある。また、「天皇、 五服の内親の為に挙哀す。 皆素服なり。皇帝挙哀の日、 本服の周には、三朝哭して止む 小功以下には並びに一たび挙哀 「皇帝、二等親以上の 「皇帝、皇太后、皇后、 内教及び太常、 本服二 楽

親か

は同じである。だから、 「事須く必ず新礼に依りて三日服を成すべし」と結論づける。 『唐礼』 『唐令』「本朝の令」を検討すると、「皇朝の令」と 天皇に対して「別に遺制有るに非」ざれば

即けば、服傍朞を絶つ。唯心喪のみ有り。故に本服と云ふ」とある。

義解に「凡そ人君位に

ので、三日の服にすべきだというのである 要するに、晉の先例を考えれば五ヶ月だが、 本朝令と唐典が同じな

ようとしているのである。 晉の故実をあげながらも、 唐礼・唐令・本朝令を勘案して、 運用

杜預注、 他の五組の結論部分を確認しておく。 大学博士菅野佐世・助教善淵永貞は、 孔頴達疏をあげて、 葬った後は喪服を去るべきだという。

『儀礼』、『春秋左氏伝』

には 民部少輔兼東宮学士橘広相は、多くの資料を引用しながら、 『唐礼』に従い、そこに本朝の制を併せて、 五ヶ月の喪と結論づ

ついては、除服すべきだと、論を補強する。子(のちの恵帝)が、母后を葬って除服したのだから、まして祖母に喪五ヶ月と結論づけ、さらに晉の武帝の楊皇后崩御時に、子である太喪力記都良香・菅原道真は、『儀礼』、「本朝喪葬令」に基づき、心

ているわけではなく、議文としては異例である。を検討し、心喪五ヶ月、服五日と結論づける。興行は特に典拠をあげも検討し、心喪五ヶ月、服五日と結論づける。興行は特に典拠をあげる解由次官安倍興行は、「諸儒の議する所を見」て、それぞれの説

ける。
ける。
ける。
大判事兼明法博士桜井田部貞相は、基本的に律・令及び義解を引用大判事兼明法博士桜井田部貞相は、基本的に律・令及び義解を引用

なる。 等以上の親の喪の為に、錫紵を服す」があがっており、 文雄の議論から取られており、 官司服に拠れば、 等以上なのだから当然入るとの考えであろうが、良香・道真は、 れを施すべからず」といい、祖母太皇大后は入らないと主張している。(ポ) を入れるべきかに議論の中心があったようである。文雄は、 朝議の結論である、 大学博士及び興行の議文以外には、 錫衰、 心喪五ヶ月は、 是れ君、 紀伝道学者の議論が採用されたことに 臣を弔ふ服なり。 良香・道真、 すべて喪葬令の 興行、 祖母太后の為に之 「天皇、 祖母太皇大后 服制三日は 祖母は二 本服二 周

観八年閏三月十日に焼け、二年後の貞観十年二月十三日から修復が始貞観十三年十月二十一日、応天門の修復が終わった。応天門は、貞

連なる朱雀門・羅城門にも影響があると考えられたからであろうか。名を改むべき歟、又応天門の名の典拠、及び、朱雀門・羅城門の名義につべきか、また、応天門の名の典拠、及び、朱雀門・羅城門の名義について議文を提出させたのである。朱雀・羅城門までもが問題にされたのは、もし、応天門の名を変更するとなれば、平安京の中心を南北にのは、もし、応天門の名を変更するとなれば、平安京の中心を南北にのは、もし、応天門の名を変更するとなれば、平安京の中心を南北にのは、もし、応天門の名を変更するとされば、平安京の中心を南北にのは、もし、応天門の名を改せていた。修復なったこの日、「明経文章等博士をして、応天門のまっていた。修復なったこの日、「明経文章等博士をして、応天門のまっていた。修復なったこの日、「明経文章等博士をして、応天門のまっていた。修復なったこの日、「明経文章等博士をして、応天門のまっていた。

臣永貞・外従五位下船連副使麻呂の二組四名である。 (33) 従五位上行大学博士兼越前権介菅野朝臣佐世・従五位下行助教善淵朝

議文を提出したのは、従五位上行大学頭兼文章博士巨勢朝臣文雄と、

による名称変更の例をあげる。によって変更されたことが両漢以前にないことをいい、続けて、火災は、両漢以上未だ必ずしも此の事有らず」と、宮殿城門の名称が火災文雄の議文は、冒頭に「宮殿城門等火災の後、更に其の名を改むる

龍殿と名づけた。 龍殿と名づけた。 の明帝青龍二年四月、崇華殿が焼け、南閣に延焼した。修復され魏の明帝青龍二年四月、崇華殿が焼け、南閣に延焼した。修復され

た。十一月に応天門が完成し、改めて乾天門と名づけた。(※)唐の玄宗天宝二年、東京応天門が焼けた。延焼して、延福門に至っ

以上、改称の故実二例をあげて、「本朝の制度、多く唐家に擬す。

のであろう。

は、不都合ではない―という。改称を結論づけたことになる。吉兆ではないのだから、修復した後、旧号を除いて、嘉名をつけるのすは、亦宜しからざらん哉」―天災であろうと人災であろうと国家のの休徴に非ず。然れば則ち修復の後、其の旧号を除き、更に嘉名を制凡そ天災人火、其の名異なりと雖も、惣じて之れを論ぜば、皆是れ国

その典拠は、「礼含文嘉」の「陽は人心に順ひ天に応ず」に依拠する応天門については、「洛都宮城の門は、是れ応天門と謂ふ」のだが、続いて、応天門、朱雀門、羅城門の名義について論じている。

雀というのであろう。 朱雀は、「其の義是れ一なり」。従って、南方にあることをもって、朱大明宮南面の五門の正南、丹鳳門と曰ふ」のだが、そもそも、丹鳳、大明宮南面の五門の正南、丹鳳門と曰ふ」のだが、そもそも、丹鳳、朱雀門については、「長安南面の皇城門は、是れ朱雀門と謂ふ。又

其の文勢を案ずるに、 夾み、通化門磴道を経て、而して興慶宮に入る」とあるのを引いて、「今 (%) あるといい、 を羅城門と謂ふ、其の義未だ詳かならず」と、羅城門の名義が未詳で 京城門、 羅城門については、 西都之れを明徳門と謂ひ、 しかし、「大唐六典注」に「大明宮自り、 蓋し此の羅列の意ならん乎」と結論づける。 「羅城門と称するは、 東都之れを定鼎門と謂ふ。 是れ周 の国門なり。 東羅城複道を 今之れ 唐の

は不吉なのであるから、改称するのは不都合ではないとする。門号に門号の改称については、魏と唐の改称の故実をあげ、そもそも火災

ついては、中国都城の門号をあげて検討している。但し、羅城門

て明確にできていない。

義については経典には見られない」という結論である。 天」という名称の典拠は経典には見られない。③朱雀門・羅城門の語の引用から構成されている。……①応天門の改称は不用である。②「応明経博士菅野佐世らの議文は、「『春秋左氏伝』『毛詩』『毛詩正義』

える。 道の佐世らが経書に依拠しており、学問の相違をよく表しているといこの二つの議文は、紀伝道の文雄が史書に依拠するのに対し、明経

議は採択されなかったことになる。を饗す。公卿大夫畢会せざる莫し」とあり、改称はなされず、文雄のを饗す。公卿大夫畢会せざる莫し」とあり、改称はなされず、文雄の貞観十三年十月二十九日に「応天門成る。所司饌を設く。大工已下

月十一日には兼任は見えず、それ以前に離れたのであろう。 はその時に任じられたか。離任時期は明確ではないが、貞観十八年四は見えず、貞観十四年二月二十九日に除目があったことから、あるいは見えず、貞観十四年二月二十九日に除目があったことから、あるいは別えず、貞観十四年五月二十三日、文章得業生越前大掾従七位下藤原朝臣 とあった。 が毒気を運んできたからだと噂が立っていたらしい。また、 実録』 客が来て、 年三月二十三日に、内外に頻りに怪異が起こるので、諸社に奉幣が行 むるなり」とあって、咳逆病が起こり、死者が多数出たのは、 す大心おはしますに依てなも、 常の例では し召して、遠客が近づいても、 ない。「国憲」として召さなければならない。 て来たが、これは、定例 われたが、 る者衆なり。 ったらしい。どのような「大心」があったかが問題だが、『日本三代 文雄らは鴻臚館で渤海使を饗応したのだが、その時の宣命によれば、 貞観十四年正月二十日条に「是の月、 天下に不祥のことがあるだろうという。 石清水社への告文には、 「大内の内に召して饗賜ひ音楽賜ひけり」だが、 人間に言はく、 (一紀) でやって来たのであって、 渤海客来たりて、異土の毒気の然からし 神護を賜って、 使を遣して大物賜ふ」ということにな 去年陰陽寮が占っていうには、 京邑咳逆病発る。 無事に過ごせるように よって、この状を聞こ 今年渤海客がやっ やむを得 貞観十四 「思しめ 渤海客 死亡す

鴻臚館での饗宴となったのである。本来ならば宮中に召して饗宴すべき渤海客だが、如上の事情により、

翰林学士巨大夫をして之れを講ぜしむ」とある。講書の様子は、「大262)によれば、「貞観十四年秋、明時此の書の天下の奇作なるを以て、うである。紀長谷雄「後漢書竟宴各詠史得龐公」(『本朝文粋』巻九・この貞観十四年秋、文雄は大学寮において後漢書を講じ始めたよ

じられ、 職其の勤に非ず、 十四年秋から元慶元年まで五年間、 かれる。 えて倦むことなく、 以て後学の蒙求を撃つ」―掌を打って談じ、 夫掌を抵ちて談じ、耳を提げて厭ふこと無く、 ったのである。この講書は菅原道真に継承されることになるが、 講書を続ける職ではないために、 しかし、 この講書は、「元慶元年春、 講以て俄に止む」とあり、 先儒の墨守する説を破り、 講書を行っていたことになる。 急遽中止されることにな 耳に口を近づけ丁寧に教 元慶元年春に左少弁に任 擢きて左少丞に

遷さる。 彼の先儒の墨守を発き、 後学の蒙を啓く―と描 貞観

道が、 か、 位下兼行大内記越前権介都宿禰良香である。 紀伝道が、 連副使麻呂·善淵朝臣広岑 火犯の二人が捕らえれ、 有るを以て也。 堂及び北門北東西三面廊百餘間に延焼した。翌十一日に 日に文章博士に任じられていた。 五位上安倍朝臣房上、 貞観十八年四月十日、 群臣は政に従うべきか否かの問がなされた。 皇帝朝を廃するや、 従五位上行大学博士兼越中守善淵朝臣永貞・従五位下行助教船 大学頭従五位上兼行文章博士巨勢朝臣文雄・文章博士従五 詔して明経紀伝博士等を召し問ひて曰く、 従五位下笠朝臣弘興を追禁す。 明経・紀伝博士らに、 以て否や。及び群臣政に従ふは如何」と、 大極殿が焼け、 ・直講正六位上美努連清名・小野朝臣当岑で、 小安殿・蒼竜白虎両樓 良香は、 皇帝が廃朝すべきか 問われたのは、 行火を疑ふこと 前年二月二十七 「前丹波守従 大極殿災あ 明経 延 放

文雄・良香の見解を見よう。

以下、まず廟の火災の例をあげる。何ぞ。禰宮也。三日哭す、哀也。其れ哀は、礼也」をあげる。そして、何ぞ。禰宮也。三日哭す、哀也。其れ哀は、礼也」をあげる。そして、『春秋穀梁伝』(成公三年)の「新宮災あり。三日哭す。新宮なるは

づける。

漢武帝建元六年四月。高園便殿火あり。帝素服五日。

と、漢の二例をあげ、続けて、宮殿の火災の例を列挙している。昭帝元鳳四年五月。孝文廟正殿火あり。帝及び群臣皆素服。

漢武帝元封六年十一月。栢梁台災あり。

成帝永始四年四月。長楽宮臨華殿、未央宮東司馬門皆災あり。

後漢順帝永和元年十月。承福殿火あり。

魏明帝青竜二年四月。崇華殿災あり。

晉武帝大康十年四月。崇賢殿災あり。

梁武帝普通二年五月。琬琰殿火あり。後宮屋三千間を延焼す。

国廟火災、

必ず素服尽哀の礼有り。

宮殿

以上の故実を踏まえて、

から、「国廟火災」に含まれるのであろう。しかし、議論はこれで終づける。冒頭の『穀梁伝』も「禰宮」(=父の廟)が焼けた例であるの災の如きに至りては、変服・廃朝の文有ること無し」と、一旦結論

わらず、「但し」として二つの例が追加される。

す。国市せず。

春秋昭十八年左氏伝曰く、

五月宋・衛・陳・鄭皆火あり。

三日哭

群臣皆素服にして哭す。魏苑に曰く、魏文侯御廩災あり。素服して正殿を避くること五日。

朝し、皇帝及び群臣常服を変へず、唯憂感の意を尽くすべし」と結論有り」という。そして、「今折中して之れを論ずれば、宜しく三日廃これに基づき、「古の諸侯此の如き災有れば、或は変服・致哭の義

ことは漢以後の宮殿火災に基づく―廃朝のみを求めたのである。「群 朝の例はない。しかし、 臣従政」については、 を行った。それらを折衷して―廃朝は いうのだから、 文雄らの議論は、 「政」に 廟の火災ならともかく、宮殿の火災では変服や廃 「常服を変へず、 「従」うべしとの結論なのであろう。 「古の諸侯」 は、 「古の諸侯」に、 唯憂感の意を尽くすべし」と 火災があれば 変服をしない 「変服・致哭」

廃朝すべきであり、「群臣従政」も否という結論なのであろう。 、大火、皆三日哭す。是れ火災を憂感すること喪するが若き意也」と 、行いい、『礼記』にも『左氏伝』にも「三日哭す」とあることから、「何いい、『礼記』にも『左氏伝』にも「三日哭す」とあることから、「何いい、『礼記』にも『左氏伝』にも「三日哭す」とあることから、「何 、だびでも人災でも三日哭し、君主が群臣を率いて哭すのである。 大災でも人災でも三日哭し、君主が群臣を率いて哭すのである。 大災でも人災でも三日哭し、君主が群臣を率いて哭すのであるから、 でが、「何いい、『礼記』、『左氏伝』(文雄らと同じ箇所)をあげ、「天 のである。

致哭・変服」及び「群臣従政」についてはまったく異なる結論を導紀伝道、明経道は「廃朝」については同じ結論だが、天皇・群臣の

る。ここでも、学問の違いが表れているといえよう。は経書に従い、紀伝道では史書の故実と折衷し、逆の結論を導いていは、紀伝道が引く『穀梁伝』とほぼ同内容である。しかし、明経道でいている。同じ「左氏伝」を引いているし、また明経道が引く『礼記』

結果は「文雄・良香等の議に従へ」となった

書の講書も始めた。まさしく文章博士、 責を果たしていた。資料に残るだけでも、 て充実した時期であったといえる。 を占めていたといえよう。 ら十年間、 文雄の文章博士時代の記録は、 文章博士であった。そのほとんどは、一人で文章博士の職 文雄の四十四歳からの十年間は、 これで終わる。 儒者の頂点として、 四度の議文を提出し、 文雄は、 貞観九年か 学儒とし その地位 後漢

四、弁官時代

月十五日以降の任となる。『二中歴』の記述はこれに合致する。

れば、 雄は、元慶元年正月に左少弁に任じられ、同五年七月に右中弁に転じ 替したことになる。なお、 六年二月三日に讃岐権守になっている。この間に、 中弁であることが確認できる。『公卿補任』によれば、 めてよいであろう。 学頭は文雄しかいないので(大学頭再任については後述)、文雄と認 中弁兼行大学頭巨勢朝臣」との位署が見える。この時期、 たことになる。 元慶五年七月に任左少弁である。恐らく、文雄の後任であろう。 元慶五年八月十九日太政官牒(『平安遺文』 この時、 前任者を求めれば、 元慶五年七月に文雄は右中弁に転じたか。つまり、文 元慶五年八月十九日以前に右中弁に転じたことに 『古今和歌集目録』 藤原保則が、元慶四年二月十七日までは右 によれば、 4536 保則から文雄に交 に「正五位下守右 保則は、 安倍清行が 巨勢氏の大 元慶

士・大学頭から離れることを意味し、前掲紀長谷雄「後漢書竟宴各詠文雄は、貞観十九年正月に左少弁に任じられたが、それは、文章博

前述のとおり、後漢書講書も引き継いだ。文雄の後任として、同年十月十八日に菅原道真が文章博士に任じられ、史得龐公」に記されたとおり、後漢書講書の中断をもたらした。なお、

われる。

元慶八年三月九日に越前守に遷るまでの七年間、弁官として実務に携学儒としての地位にいた文雄は、左少弁から右中弁へと転じつつ、

わることになる。

文雄は、悠紀の事を行うことになった。 元慶元年四月二十六日、大嘗会検校並びに悠紀主基行事が定められ

恐らくこの講書も、基経が関与していたのであろう。 帯びた官職からしても、 文章博士、 広相を含め、 貞保の母は藤原高子であり、 良臣は基経の近習であった。 良臣は基経の近習であり儒者、 集められた儒者の中で基経と関わりがあるのは島田良臣 専門性の高い儒者を特に喚んでいるようだ。 陽成の同母弟で、 良香は文章博士、 そして惟肖は内記である。 基経の甥に当たる。 但し、 文雄も、 侍読の橘

そしてその中に文雄も選ばれているのだから、才学に対する評価も

左少弁巨勢朝臣文雄」として見える。これ以前に大学頭に再任された『日本三代実録』元慶三年十月二十三日条に「大学頭従五位上兼守

らしい。

り、それまでの五年間を再び大学頭として過ごすことになる。 年七月二日条)、安貞の摂津守は、元慶三年正月七日まで見える。 平姓を賜っている。 か。そして実世王の後任として文雄が大学頭に再任されたのであろう。 らくこの後間もなく安貞が摂津守から離れ、 安貞が、 られている。実世王は、 為す」と、大学頭忠方が大蔵大輔に、賛わって実世王が大学頭に任じ 下実世王を大学頭と為す。大学頭従五位上藤原朝臣忠方を大蔵大輔と 文雄は、元慶八年三月九日に右中弁・大学頭から越前守に遷ってお 文雄再任以前の大学頭としては、 貞観十九年正月に任じられており 実世王の任摂津守の時期は明確ではないが、 元慶六年六月二十五日に摂津守として見え、 元慶二年八月十四日に、 (『日本三代実録』元慶二 その後を実世王が襲った 「従四位 在原 恐

に任じられている(『公卿補任』延喜十七年)。 朝臣善道」が見え、弟子の三善清行が元慶八年正月十一日に大学少允朝臣善道」が見え、弟子の三善清行が元慶八年正月十一日に大学助大春日なお、大学寮の同僚としては、元慶六年正月七日に「大学助大春日

元慶三年十月十日、参議刑部卿正四位下兼行勘解由長官近江守菅原

参議、少納言、弁等が選ばれるわけだが、今回でいえば、是善が参議、
を設けよ〉、勅使、宣命文を以て少納言に授けよ」とある。勅使には、
東の日勅使の参議〈宣命の文を賜へ〉及び少納言・弁・式部輔・治部
東の日勅使の参議〈宣命の文を賜へ〉及び少納言・弁・式部輔・治部
東の日勅使の参議〈宣命の文を賜へ〉及び少納言・弁・式部輔・治部
東の日勅使の参議〈宣命文を以て少納言に授けよ」とある。
東には、
東のと、
東のと

である。 同年十一月二十五日、正五位下を授けられた。朔旦冬至による授位 文雄が弁、

春行が少納言となる。

給の務」に対して、「将に妨を成さんとする」からという理由である。 勅によれば、 国に遣わされて、 校させた。国司の監督役である。ところが、同二十一日に四名が山城 使を遣わして班田を行うべきだが、今回は特に「国宰」(国司) 遣わされたのは以 師に在りて、遙かに其の事を摂す」と、京にいながら畿内の班田を検 ねることとなった。そして、八日には参議源舒以下四名に、「身は京紀 十二月三日に、左右京識・五畿内に勅が下り、先例によれば、 山城国は 班田の事を国司とともに行うこととなったのである。 下の四名で、 「地は京輦に接し、人は権豪多」いので、「班 文雄も含まれている。 に委 班田

左少弁正五位下兼行大学頭巨勢朝臣文雄

主計少属従六位下小野朝臣安影諸陵助正六位上林朝臣忠範

左京少属従七位上春滝宿禰春岳

には、文雄の弟・文主も派遣されている。
七年十一月十七日には、大和国と河内国にも遣わされている。河内国も評価されている。なお、官人派遣は、山城国以外でも行われ、元慶この四人については「実務に明るい連中が派遣された感」があると

この元慶度が、最後の畿内班田である。

は、弟の文宗である。 皆が下った(『類聚符宣抄』巻一)。ちなみに、この宣旨を奉行したの内親王が退下することになった。十三日に文雄を斎宮奉迎使とする宣内親王が退下することになった。十三日に文雄を斎宮奉迎使とする宣

った。(翌)のた。(四位下恒基王とともに、奉迎に向かる)のでの(四世)のでは、単元ののでは、本辺に向から、「別ののでは、本辺に向から、「別ののでは、「別ののでは、「別ののでは、「別ののでは、「別ののでは、

るので(『江家次第』巻十二・斎宮帰京次第)、三月初には、文雄も帰人は史生・官掌各一人を率ゐて斎宮に参り、検校して帰り発たしめよ」大和道自り、山城河陽宮を経て、摂津難波海に至りて解除。彼自り「大和道自り、山城河陽宮を経て、摂津難波海に至りて解除。彼自り「大和道自り、山城河陽宮を経て、摂津難波海に至りて解除。彼自り「大和道自り、山城河陽宮を経て、摂津難波海に至りて解除。彼自り「大和道自り、山城河陽宮を経て、摂津難波海に至りて解除。彼自り「大和道自り、山城河陽宮を経て、摂津難波海に至りて解り発たしめよ」

元慶八年二月二十三日、

従四位下を授けられた。

光孝天皇即位の日

京したと思われる。

任となる。 日に右中弁・大学頭から離れて越前守になっているので、それまでの日に右中弁・大学頭から離れて越前守になっているので、それまでの文雄は、元慶五年七月に右中弁に転じた(前述)。元慶八年三月九

文章博士を務めていた。

文章博士を務めていた。

文章博士を務めていた。

文雄の右中弁時代の右弁官局を概観すれば、『弁官補任』によれば、

と齟齬する。 中弁と為す」とあり、 になる。ところが、季長は、 兼守左近衛権少将平朝臣季長を上野権介と為す。 位下平季長が見える。佐世は、 仁和二年正月十六日に左少弁に転じている。 右少弁として、『弁官補任』 仁和二年六月十九日に 元慶八年に従五位下右少弁とする『弁官補任 「従五位上守左近衛権少将平朝臣季長を右 元慶七年正月十一日に「陸奥守従五位上 元慶七年正月七日に右少弁として見え、 元慶八年に、 従五位上藤原佐世, 一時期同僚であったこと 余官故の如し」と見 従五

三十日にいずれも紫宸殿で相撲御覧が行われた。 元慶六年六月二十六日、右相撲司に任じられた。同年七月二十九日

伊守巨勢朝臣」として見える。 政官牒 下守右中弁兼行大学頭巨勢朝臣文雄」と見え、元慶七年三月四 かではない。『日本三代実録』 として見えている。 大学頭兼任なので遙任である。但し、いつから守を兼任したかは明ら である。この授位記事で文雄は、「右中弁兼大学頭紀伊守巨勢朝臣文雄 (『平安遺文』 4544 これ以前に紀伊守となっていたらしい。 補255 には、 元慶六年六月二十一日条では、 元慶七年正月十一日及び二月十四 「正五位下守右中弁兼行大学頭 右中弁 「正五位 旧の太 日日に

の地方赴任である。六十一歳である。雄を越前守と為す」と越前守に任じられた。右中弁・大学頭を離れて雄を越前守と為す」と越前守に任じられた。右中弁・大学頭を離れて一つの地方赴任である。六十一歳である。

除目が行われており、このいずれかの日に任じられたか。

の内、 二十七日)、4532 るものがある。『平安遺文』の番号で列挙すれば、 携わっていたことになろう。この時期の太政官牒に文雄の位署が残 学儒として議文や講書に携わっていたのに対し、 4537 文雄は七年に亙って弁官を務めたが、 (同八月二十九日)、 4533には文雄の自署が残る。 (同四年二月十四日)、4533 4544 (同七年三月四日)、補255 同上 3534 それ以前の文章博士時代が、 弁官時代は、 (同年三月二十九日)、 (同上) である。こ 4526 (元慶二年五月 実務に

五、越前守前後―道真との交流-

任である。 (46) 一元慶八年三月九日、文雄は越前守に任じられた。初めての地方官赴

平好風がこれ以前に介であったらしいが、文雄と同時期かは不明であ 任に、 とあり、 推測される、菅原道真 岳冬道が任越前介で、 同年六月十九日に、任讃岐権掾で、 和二年二月二十一日に左京権亮に遷っている。 十九年)。悦は、仁和元年正月十六日に任右衛門大尉 源悦が元慶八年五月二十六日に任じられている(『公卿補任』 和二年秋頃には越前守を離れたらしい(この詩については後述)。 巻四・263) に「巨明府劇官将に満ちんとす、安別駕煩代未だ行はれず」 介に任じられている。 任であろう(仁和二年二月七日の釈奠に参加している)。宮雄は、 一十日に 越前守時代の同僚について『国司補任』を確認すれば、介としては、(④) 越前守離任時期は明確ではないが、 浄野宮雄が正月十六日に任じられている。助教兼任なので、 「巨明府」 「前越前介従五位下平朝臣好風を大宰少弐と為す」とあり (=文雄) 助教を兼任したままであったらしい。 冬道は赴任したらしい。 「憶諸詩友、兼奉寄前濃州田別駕」(『菅家文草』 の任期が満ちようとしているという。 助教もとの如し。この同日に、 仁和二年六月以降に詠まれたと 同日、 なお、 助教中原月雄が (同前) 仁和元年二月 月雄は、 で、 一延喜 春 後 仁 遙

権介としては、源双が元慶八年三月九日に、藤原恒泉が仁和二年二

る

月十六日に見える。

二十六日に越前少掾として見える(『類聚符宣抄』巻九)。(『外記補任』)。少掾としては、文章得業生藤原春海が仁和二年五月掾としては、紀有世が仁和元年に越前掾から少外記に遷っている

もあり、守として多忙を極めたと思われる。文雄は赴任したが、介は皆遙任である。任地での文雄は、介の不在

この文雄の外吏赴任は、どのようにとらえるべきであろうか。

との繋がりは重要であったようで、善行は藤原基経の侍読であったし 閥の存在については反論もある。但し、 人派」 事を分析し、「文人派」の後退・交替現象を見ている。 した道真の後任として式部少輔に任じられた藤原佐世は、 善行閥の進出と菅家学閥の分裂を想定している。 く基経の侍読となり (『二中歴』第二・摂関侍読)、菅家学閥でありながら、 大学頭からの転任であり、 彌永貞三は、菅原道真の任讃岐守を緒として光孝天皇即位前後の人 の退潮は明らかであるが、その様相は一様ではない。 (同前)、 左遷と解釈する向きもある。 家司であったともいう(『江談抄』巻一・ 彌永がいうように、 確かに、全体的に「文 讃岐守へ転出 彌永は、 善行と同じ 大蔵善行 摂関家 大蔵

明らかではなく、摂関家とは無関係の昇進であったとも考えられる。外記から大外記に昇進しているが(『外記補任』)、摂関家との関係はしかし、菅家学閥と目される菅原宗岳が、仁和二年正月十六日に少

34

定できないが、一概にとらえることもできないであろう。情が伏在しており、摂関家との関わりが大きな要因であったことは否以上のごとく、「文人派」の退潮・交替といっても、それぞれに事

じられた。文雄の任越前守にもこのような事情があるとも考えられる(8) ことが多い故に、儒者が任じられたり、 対するほどの存在であったかどうかも不明である。 左遷の意味合いが強いように感じる。 多くが遙任である。六十一歳での外吏赴任は、 史赴任」 任国・越前には、儒者が多く任じられ、「詩国」(大江匡衡 れも左遷であろうか 文宗も、 理由は分からない。摂関家と近しい関係ではなかったようだが、 文雄の任越前守についても、 『国司補任』を見ても、 仁和元年正月十六日に、 『江吏部集』巻中)と呼ばれる。 文雄前後で越前国司に任じられた儒者は、 その事情は明らかにできない。 大外記から河内介に転じている。 但し、左遷されたとしても、 文章生が文章生外国として任 北陸には渤海使が到着する 詩国・越前とはいえ、 なお、文雄の弟 「餞越州刺 文雄の 敵 そ

時の文雄に関わる詩がある。越前守時代の文雄の事績は知られていないが、菅原道真に、この当

州之詞也。予握筆而写。写竟興作、聊製一篇、以慰悲感。近曾有自京城至州者。誦出一絶云、是越州巨刺史、秋夜夢菅讃

煙水蒙籠夢裏情 煙水蒙籠たり 夢裏の情北山南海隔皇城 北山南海 皇城を隔つ

時節暗逢流涙気 時節暗かに逢ふ 流涙の気

州名自有断腸声 州名自ら有り 断腸の声

莫因道遠称孤立 道遠きに因りて 孤立すと称ふこと莫かれ

若使神交同面拝 若し 神交をして面拝に同ぜしめば嫌被人知会五更 人に知られて 五更に会ふことを嫌ふ

不辞夜々冒寒行 夜々 寒を冒して行くを辞せざらん

の正月十六日に讃岐守に任じられて、讃岐に赴任していた。『菅家文草』の排列から仁和二年秋の作と思われる。道真はこの年(『菅家文草』巻三・19)

を慰めたという。 筆を執ってそれを写し、写し終えて興が起こり、一篇を作り、「悲感」は越前守巨勢文雄の「秋夜菅讚州を夢む」の「詞」であった。道真は「近頃、都から讃岐に来たものがいて、一絶を「誦出」したが、それ

と評しており、 られていない。 その当人なのかも知れないが、 の交流は、 いうことから、「自京城至州者」 この詩は、 れてきた詩が評判になっていて、それを道真に伝えたとも考えられる。 文雄は、 文雄が、「 越前の地で道真を夢に見たというのだが、これ以前の二人 前述したような文章博士と文章得業生という関係以外、 都にいる誰かに送られたものらしい。 「秋夜菅讚州を夢む」という詩を詠んだことが分かるが 但し、 いつからかは分からないものの詩の遣り取りなどをし 冒頭にも述べたように、道真は文雄を 「誦出」して、それを道真が写したと は暗誦していただけで、 「自京城至州者」が 別人に送ら 「詩友」 知

ていたのであろう。

交し、 行こうという。 現実に会うことと同じであれば、毎晩、この秋の寒さを冒して会いに ここでは、現実に文雄を会うことをいう。尾聯は、夢で会うことが で会うことを「神交」と表現したのであろう。 是れ神霊の交にして、詞言游説の相信ぶる所に匪ざる也」とある。 霊の交わり。 立」しているというような表現があったか。第七句、「神交」は、 孤立すと称ふこと莫かれ」と詠むのは、文雄の詩に、道真と離れて「孤 せず、君賜ふもの有るとき面拝せず。君の己に答へんが為也」とある。 て拝顔すること。『礼記』(郊特牲)に「大夫献ずること有るとき親ら 前半は遠く隔たっている悲しみを詠む。 詞言の信ぶる所に匪ず」と見え、五臣注に「皆天命を待つは 班固「答賓戯」(『文選』巻四十五)に「皆命を俟ちて神 第五句で「道遠きに因りて 「面拝」は、 直接会っ

いう事情も二人には共通していた。係の深さを認めるべきなのであろう。左遷されて都から離れていると係の深さを認めるべきなのであろう。左遷されて都から離れていると文雄が道真の夢を見、道真は夢で文雄に会いたいと願う。二人の関

次の詩には、任期を終えようとする文雄が描かれている。

憶諸詩友、兼奉寄前濃州田別駕

天下詩人少在京 天下の詩人 京に在る少なり

〈伝聞、朝廷令在京諸儒、定阿衡典職之論〉

況皆疲倦論阿衡

況

んや

皆阿衡を論ずるに疲れ倦みたるをや

、伝へ聞く、朝廷在京の諸儒をして、阿衡典職の論を定めし

むと〉

巨明府劇官将満 巨明府は 劇官将に満ちんとす

安別駕煩代未行 安別駕は 煩代未だ行はれず

南郡旱災無所与 南郡の旱災 与る所無し

東夷擴俗有何情 東夷の擴俗 何の情か有らん

君先罷秩閑多暇(君先に秩罷めて)閑にして暇多からん

日月煙霞任使令 日月煙霞 使令に任せよ

〔『菅家文草』 巻四

263

この詩は、阿衡紛議に関わる作である。第二句の自注に阿衡紛議に この詩は、阿衡紛議に関わる作である。第二句の自注に阿衡紛議に この詩は、阿衡紛議に関わる作である。第二句の自注に阿衡紛議に この詩は、阿衡紛議に関わる作である。第二句の自注に阿衡紛議に

ではないだろうか。うが、具体的には、交替政が終りに近づいていることを詠んでいるのうが、具体的には、交替政が終りに近づいていることをいうのだろとある。これは、文雄の任期が満ちようとしていることをいうのだろ文雄に関わるのは第三句目である。「巨明府は劇官将に満ちんとす」

生益成が二月任(『古今和歌集目録』)、相模権守源光が三月七日任(『公の後任は未詳であるが、この時期の国司任命を瞥見すると、遠江介壬迂遠ではあるが、文雄の後任が決まる時期から考證してみる。文雄

和四年二月十日条に「除目」とあることから勘案するに、 樹が二月十日任(『古今和歌集目録』)となる。また、 任』)、 任 卿 月十日に地方官除目も行われたと推測できる 正月任(『古今和歌集目録』)、長門守菅原宗岳が二月十日任 補任』)、 (同前)、 讃岐権大掾藤原清貫が二月十日任 近江守橘広相が二月十日任 美濃介源当時が二月十日任 (同前)、 (同前)、 (『公卿補任』)、 同介源昇が一 備前権介藤原敏行が 『日本紀略』仁 恐らく、二 肥前守橘清 (『外記補 二月十日

とも齟齬しない。 うのではなかろうか。先にこの詩を六月以降の作と推測したが、それ 行程は、 満ちんとす」とあるのは、 ことになる。 後任者は二月十日任であるから、 いるから、七月中旬までに交替することになる。第三句で「劇官将に +四日+六日=四十日以内に越前に着き、交替政を始めることになる。 文雄が任じられた越前は中国で、後任者の装束仮は三十日である。(3) 下り四日、 交替 (前司との分付受領) 海路六日で 交替政が終わりに近づきつつあることをい (延喜主計式上)、後任者は、 四十日後の三月中旬までに到着する は百二十日以内と規定されて 三〇日

いうと考えられる。 なお、 四句目は、 上野介安倍興行の交替政がまだ始まらないことを

とが詠まれているのではないだろうか に近づき、 以上を要するに、 文雄が国守という激職から漸く解放されようとしているこ 後任者がやって来て、 交替政 (分付受領) が終り

> で激務、 るのである。 ない詩友たちの中で、 阿衡論議に倦み疲れているし、外吏としている文雄・興行も交替事務 多忙を詠んでいると考える。 て暇多からん」、だから「日月煙霞に指図して意のままに用いよ」と である。尾聯では、 どこしようもない、東国の夷狄の荒々しさに、何の気持ちが生じよう 岐にいる自分のことを詠むが、 まだ交替政が始まらない頃で、激務が続く様子を詠む。 いうのは、もちろん、 つ、在京していない詩人でも、文雄は、交替政が漸く終わる頃、興行は、 道真の詩は、 (こちらは多忙で何の心情も生じない)」と、 そして、 阿衡論議で在京の諸儒が疲れ倦んでいる様子を描きつ 自分自身も国司の職務で多忙を極めているというの 既に美濃介の任期を終えた忠臣に対して「閑にし 詩を賦すことを指す。激務多忙で詩を詠む暇も 唯一「閑」がある忠臣に、 詩題にいう「詩友」は、 「南海の讃岐の旱魃には、 やはり国司としての 詩を詠むことを勧め 在京のものでも 頸聯では、 もう手のほ 讃

か

道真が詩友の情況をよくつかんでいることも示している。 この詩は、 また、 讃岐、 越前、 上野、 京と離れているのに拘わらず、

ような業績を上げたのかは不明である 文雄の越前守時代の資料は以上ですべてである。 越前守としてどの

文雄の動静はしばらく途絶えるが、寛平二年九月九日の重陽宴に文人 文雄は、 前述したような交替政を終えて都に戻ることになる。

として参加したらしい。

を召す。 (『撰集秘記』九月九日所引『清涼記』書入)る間入京す。件三人式部省文人簿に載せず。仍りて勅有りて之れ旨に依りて未だ諸司に下さず。前讃岐介菅原道1、未だ放還せざい。

され、 りて京に在り。 らない。文雄は、『菅家文草』(巻四・ 行っていることと一致する。 たらしい。 えるのだが(この詩については後述)、この作は寛平二年成立と推測 京す」とあるが、このことは、 よって参加を許されたという。道真の場合は、「未だ放還せざる間入 〔注〕と記すように、京にいながら、 儒職歴・文章博士)。 文雄は、 興行、道真は、 興行は、上野介から文章博士に任じられている(『二中歴 越前守を終えたものの、 分付の間、 文人簿に載せられていなかったのだが、 朝士に接せず」(『菅家文草』巻四・32詩題 両人とも「本任放還を進ず」というのだ しかし、 道真自身「予州秩已に満ち、符を被ぶ 文雄と興行の場合は、 通常現地でなされる分付受領を 330)では「前越州巨刺史」と見 いまだに次の官に就けなかっ よく分か 勅に

れない。の詩才を證明するものでもあろうし、宇多との近しさを示すのかも知の詩才を證明するものでもあろうし、宇多の近しさを示すのかも知らず、宇多の勅によって特別に許されたのである。これは、この三人文雄ら三人は、本来ならば文人になることができなかったにも拘わ

何を指すのか未詳である。

から問題はないはずである。

「新格」

の内容が関わるのであろうが

仙潭菊」とあり、道真の作が残る(『菅家文草』巻四・28)。 この重陽宴については、『日本紀略』に「重陽宴有り。題云はく、

うか。 が見える。この詩題によれば、 前越州巨刺史、 源能有である。この詩に続き、「近以拙詩一首、 は送った)と考えられる。ここでは、 巻下・157 を見せて 降の作と推測される。 329) という詩を賦した。 寛平二年秋、 なお、 (あるいは送って)、それに文雄が答えたということになろ の作があるので、 島田忠臣に「和前菅讃州竹奉謝源納言詩」(『田氏家集』 系見詶和。 道真は 詩題にいう「源納言」は、 「奉謝源納言移種家竹」(『菅家文草』 『菅家文草』 不勝吟賞、 道真は忠臣にもこの詩を見せた(あるい 道真が文雄に の排列から見て、 330詩をあげる。 更次本韻」 「奉謝源納言移種家竹」 奉謝源納言移種家竹。 当時従三位中 (同巻四 先の重陽宴以 330 -納言の 卷四 の作

近以拙詩一首、奉謝源納言移種家竹。前越州巨刺史、忝見詶和。

不勝吟賞、更次本韻

貴門分取蔭階除 貴門分ち取りて 階除を蔭ふ憔悴寒叢種捨諸 憔悴せる寒叢 種諸れを捨てんや

偏思綵鳳随青藹 偏へに思ふ 綵鳳の青藹に随ふを

豊料文星降碧虚 豊料らんや 文星の碧虚より降るを

君厭会稽閑翫久

君は厭ふ

会稽に閑かに翫ぶこと久きを

我憐梁苑迸生餘 我は憐れぶ 梁苑に迸生し餘れるを

琅玕好去空籬下 琅玕 好し去れ空籬の下

貿得清詞玉不如 貿へ得たる清詞 玉も如かず

は韻を変えたらしい。
の韻とは異なっている。忠臣は、道真詩と同韻で作っているが、文雄の韻とは異なっている。忠臣は、道真詩と同韻で作っているが、文雄除、虚、餘、如であったのであろう。これは、道真の最初の詩、329詩
違真のこの詩は「本韻に次ぐ」というのだから、文雄の詩の韻は、諸、

に、「貴門」(=能有邸)に移植されたことを詠む。 首聯は、道真邸の「寒叢」で「憔悴」していた竹の種が捨てられず

住 む₆₂ き文雄の作が送られたことをいう るのは、令孤楚の文才を讃えたもので、それを「文星」を独占して「碧 星」は文運を掌る星。 虚」(=青空) に輝いているという。ここでは、 一日に戎路に通じて黄石に逢ひ、 を道真が 第三句目は、能有邸の竹の様子―五色の鳳凰が竹の青い靄に から落ちてくるとは予想外であったというのだが、 「偏へに思ふ」といい、 劉禹錫「酬鄆州令狐相公官舍言懷見寄兼呈楽天」 仍文星を占めて碧虚に耀く」とあ 「碧虚」に輝く「文星」のごと 第四句目は、 「文星」 が 「碧

える) たか。 まり、 竹箭有り」などと見えるが、この「会稽」は、 たであろうという。 することを「憐れぶ」という。「梁苑」 第六句は、 越前であなたはもう竹を飽きるほど賞翫したであろうというの 第四句は、 後藤昭雄がいうように、 「梁苑」すなわち能有邸で竹が 「会稽」の竹は、 君=文雄は、「会稽」で竹を賞翫することに飽き 文雄の詩に、 『爾雅』に「東南の美は、 は、 越前のことを指す。 このことが詠まれてい 「迸生」(勢いよく牛 漢の梁王の兎園の 会稽の 0

った関係であろう。

など)。ここでは能有邸を指すが、梁王を能有に比すこと、道真の原ことで、竹が植えられていた(漢枚乗「梁王兎園賦」『芸文類聚』園

尾聯は、「琅玕」=竹に別れを告げ、その竹のおかげで、文雄の、「玉詩に既に見えていた。

詩題に「吟賞に勝へず」と記したように、文雄の文才を讃えた内容も及ばない「清詞」を手に入れられたことを詠む。

もあり、 興行と異なり、 見えるし、興行が外吏として任地へ向かうときに開かれた餞別宴には、 を「詩友」と呼んでいるが、 しかし、例えば、安倍興行と道真との交流は、 章博士時代に、道真が文章得業生であったこと以外、明らかではない 分からない。 となっている 道真も参加している。 人の交流は、 以上、 早くからの交流は見えなかったとも考えられる。 越前守時代からここまで、道真と文雄の交流が見られた。二 現存資料の問題もあり、これ以前については、 仁和頃から見られるのだが、何を切っ掛けにしたのかは 道真と同門ではない。音人門下である。そうした理由 興行が道真と同門であったからである。 島田忠臣や興行と比べれば、 道真の文章生時代から 遅れて始ま 道真は文雄 文雄の文

六、死

れたことになる。 られている。寛平二年秋の時点で散位だったので、それ以後に任じらられている。寛平二年秋の時点で散位だったので、それ以後に任じ官従四位下」として見える。これ以前に修理大夫、勘解由長官に任じ文雄は、『日本紀略』寛平四年三月五日条に「修理大夫兼勘解由長

恐らく広相の後任であろう。
に前越前守であったが、その後まもなく勘解由長官に任じられたか。
に前越前守であったが、その後まもなく勘解由長官に任じられたか。
十五日に道真が勘解由長官を兼ねている(『公卿補任』他)。寛平二年 仁和三年までは、橘広相が勘解由長官として見える。寛平五年三月

い。修理大夫については、前任者も未詳であり、任官時期は明らかでな

この寛平四年三月五日条は、文雄の卒去の記事である。六十九歳。

文雄の子女についてはほとんど知られない。

大江維時の母が、

文雄

真に嫁したことを想起させる。の男に女を嫁したことになる。これは、忠臣が女を、師の男である道の男に女を嫁したことになる。千古は、文雄の師・音人の男である。文雄は師女である(『公卿補任』天暦四年)。つまり、文雄女は、大江千古の妻

観十一年生となる。文雄の文章博士時代である。維時は、仁和四年生である。この時、文雄女を二十歳とすると、

貞

出ており、そこに文雄の血が入っていることになるのである。 とばに跡を継ぐ男がいたかどうかは未詳である。元慶七年十月十六 文雄に跡を継ぐ男がいたが、進時の系統か未詳である。はっきりしてに巨勢為時がいるが、これも文雄の系統か未詳である。はっきりしてに巨勢為時がいるが、これも文雄の系統か未詳である。元慶七年十月十六 文雄に跡を継ぐ男がいたかどうかは未詳である。元慶七年十月十六

おわりに

送ったと評すべきであろう。 年は不遇であったともいえるが、その出自を思えば、恵まれた生涯をして七年を過ごした。光孝朝に入って、越前守に左遷されるなど、晩して七年を過ごした。光孝朝に入って、越前守に左遷されるなど、晩以上、文雄の伝を考證してきた。味酒首という卑氏族の出身であり

のの、 雄も興行も能吏・良吏であり、 代 官僚として過ごした経緯と似ている。 左少弁に転じて以降、 大弐で生涯を終えたらしいが、 た安倍興行は、 文雄の事績を見ると、学儒の時代 (弁官時代) とに大きく分かれるが、師の音人が、 道真ら「詩人派_ 国司を歴任し、文章博士となるものの、 長く弁官にあって(当初は学士と兼任)、 よりも、 国司として良吏であった。つまり、 道真から 「儒家派」に近しい存在だったとい (文章博士時代) 文雄と同じく道真の詩友であ 「詩友」と呼ばれてはいたも 東宮学士を経て と実務官僚の時 最後は、 実務 大宰 文

ね かったかと思うのだが、このことは、 道真を相対化することで明らかになるであろう。 私自身、 文雄や興行らのあり方こそが、 さらに他の儒者の検證を積み重 紀伝道の本道ではな

注

- 1 執筆したものである。参照されたい 拙稿「安倍興行考」(奈良大学紀要36・二〇〇八年)も同様の問題意識で
- 2 以下、正史を出典とする場合、出典名を省略する。
- (3) 左右京五畿内を採録範囲とする『新撰姓氏録』 する。 諜」であろう 国郡司譜図諜一紀一進事」(『類聚符宣抄』巻七)に見える、諸国が進ずる「図 **煥かなり」とあり、このことも、『姓氏録』に載せられていないことを暗示** が見えないことから、 ここにいう 『姓氏録』を引用するのであれば、「姓氏録に煥なり」と記すであろう。 「図諜 嵯峨朝以降か。文雄の款に、移貫について「事図諜に (図牒)」は、 天長元年八月五日太政官符「応令諸 (弘仁六年奉進) に味酒首
- (4)中野高行「尊経閣文庫所蔵 4~56-3.一九八六年) 『外記補任』 補訂 Î , (Ⅳ)」(史学55
- (5) 文宗は、道真と同じ時期に文章生であったらしい。 良大学紀要35・二〇〇七年) 拙稿 「道真の同僚」 会
- (7) 少外記の定員は二名。同年八月十三日に山田時宗が少外記から大外記に (6) 『除目抄』に「此内(=文章生)三人被」任 北陸・山陰等道国掾。是渤海之客入朝之時、問答可」有一文章之心」也」とある。 高岳五常が同日に少外記に任じられている。 〈割注略〉。 多被」任 宰府
- 8 新訂増補国史大系本の頁で示せば、 一〇、一四、一五五、二四三頁

- 9 古藤真平「『登科記』 一覧(稿)」 (國書逸文研究24・一九九一年)。 八·九世紀文章生、 文章得業生、 秀才・進士試受験
- 10 臣 文雄より十四歳年長で、対策には落第している(『菅家文草』巻一・47)。 、道真、興行らとの交流があったらしく、是善門下と推測される。拙稿「安 助道は、 (前掲) 貞観九年に大外記のまま卒している。 五十九歳 (『外記補任』)。
- 11 勉誠出版・二〇〇五年、 後藤昭雄「大江音人―「在朝の通儒」―」 一九八〇年初出 (『平安朝漢文学論考 補訂版」
- (12) 但し、音人は、承和の変に巻き込まれて承和九年から十一年まで尾張に 配流されている
- 14 13 制の研究 忠夫「官人出身法の構造―慶雲三年二月十六日条をめぐって―」(『律令官人 岸野幸子「文章科出身者の任官と昇進―蔵人との関係を中心に―」 延暦二十一年六月八日格 増訂版』吉川弘文館・一九七〇年、一九六二年初出)参照 (撰叙令集解‧秀才出身条所引) による。
- の水史学42・一九九八年)の「表Ⅰ―2」参照
- 15 君成」礼、弗」納,|於淫,|仁也」に基づく。「味酒」という姓自体、酒造と酒礼 に関わって与えられたか 『春秋左氏伝』荘公二十二年の「君子曰、 なお、款にいう 「酒之為」用、 唯 」貴」成」礼、 酒以成」礼。 耽淫之失、 不、継 鑑誠攸 ||以淫| 深 は
- <u>16</u> 『毛詩』小雅 「頻弁」の 「兄弟匪」他」に基づく
- 17 ある。 位相当である。但し、文雄との関係は未詳 日条など)、 『御遺告』に「(空海)経|遊大学、 空海の大学入学は十八歳なので(『続日本後紀』 延暦十年に直講として味酒浄成がいたことになる。直講は正 従 |直講味酒浄成、 読 承和| |毛詩左伝尚書|] 年
- 19
- 古藤前掲論文。

18

後藤昭雄「「文人相軽」」

(前掲書、

一九七三年初出

- 20 二〇〇七年) 拙稿「内宴」「重陽宴」(『天皇と文壇―平安前期の公的文学―』和泉書院
- (21) () で詩題を示しているのは、 文草』の排列によって推測したもの。 正史に詩題が記されず、 主として『菅家
- (22) 但し、 観十二年薨)、大江音人、菅原是善 場合、博士は召されなかった。この時期であれば、南淵年名、 公卿中有 |儒者一人|者、不」召||加他博士|| とあって、公卿中に儒者がいた 『清涼記』内宴に「公卿中有」儒士」召」之」、 (貞観十四年~) が公卿である。 『北山抄』 春澄良縄 内宴に 若 **(**貞
- 23 議 る。 皇が決定するまえに、 二〇〇一年)を参照。 の議文によるかを勅によって決定することになる。 き人物が指名される。ついで、その人々によって議文が提出され、 その手続きについては、「天皇から勅により諮問すべき案件および回答すべ はなく、「中国に起源を持つ政策立案方法の「議」」と考えるべきだという。 議については、 而奏」とあるので、 この議も後文に「公卿本」,乎漢家之故事、斟言酌礼度之所 川尻秋生「日本古代における「議」」(史学雑誌11-一川尻によれば、 公卿会議にかけられる場合もあったらしい」と説明す 公卿会議にかけられた場合に当たる 正史に残された「議」は、 但し、 議文の提出後、 宜 合議の意で 天皇が誰 取一文雄 3 天
- 24 帝遂服二斉衰 議文には、 以上は、 この後に 文言から『晉書』礼志中に基づくと推測される。但し、 . . 百僚亦一朞」と続くのだが、この部分は未見である。 「故仲尼書」之。 不一復追貶。 合二情礼 故也。 於 是、 文雄の 安
- (25) 『大唐開元礼』(巻三・雑制) からの引用
- 26 開元令・喪葬令からの引用
- 27 養老儀制令7。
- 28 養老喪葬令2。
- 29 こと三日とあり、 層礼 には、 本朝令の、皇帝二等以上の親族の喪では政事を視ないこと 皇帝は大功以上の親族の喪では喪服を着て、 政事を視ない

喪には錫紵を着るとあるのと同じだと理解しているのであろう。 服を着ることが記されている。これと、本朝令の、 三日と定めるのと同じと理解し、『唐令』の「皇帝、皇太后、皇后、 皇帝以下の挙哀を定めたもので、注に「その挙哀は皆素服」とあり、 天皇が二等以上の親族の 皇太子…」 喪

は、

- 30 拙稿「安倍興行考」(前掲
- (31) この議文は、冒頭、「或人問曰」から始まり、 拙稿 内容を記したごとくで、疑問が残る。 興行のように諸儒の議論を引用して成り立つものもある。 あたかも、 ぞれが作成するのであるから、このような いはずである。しかしこの時の議文には、 「安倍興行考」(前掲)でも指摘したが、議文は天皇の勅によってそれ 問 問 一や「答」が記されていたり、 が混じることは、 議文としては異例である。 本来はな
- 橘広相の議文でも「錫紵、是君弔」|臣喪| 一之服、 而非 三喪服 し也」という。

32

- 33 この議文については、 濱田寬「貞観十三年十月廿一日応天門勘文考」(前

掲

がある。

出典など、

濱田論に拠る。

(36)この引用部分については疑問も残る。濱田前掲論文参照

- 35 34 この出典については、 『晉書』五行志による。 濱田も「文献を検出し得ない」という。
- 37 濱田前揭論文。
- 38 39 濱田「貞観十八年四月十日・十一日大極殿勘文考」 (前掲書) に詳しい。
- 飯倉春武校訂『弁官補任 第一』(続群書類従完成会・一九八二年)。
- 菅原道真「奉和兵部侍郎哭舍弟大夫之作 〈押韻〉」(『菅家文草』巻二・

40

41 改判されて、 と推測される。 93 清行は、 の自注に「大夫在生、 元慶五年四月 大学少允に任じられた。この任官について、 為 一十五日に対策。 ||大相国之近習||」とある。「大夫」が島田良臣 不第となった後、 所功は「当時の大 同七年丁第に

学頭は、まだ巨勢文雄であったから、清行が大学寮の職員に入りえたのは

時のものとし、 学少允なので(岸野前掲論文)、特に文雄の配慮を考えなくともよいであろ 川弘文館・一九七〇年)。しかし、 不明である。 は既に文章博士から離れており 課試すべき状を省に申すことになっている(延喜大学寮式)。この時、 対策のための「推挙状」と理解するのだが、対策は、文章博士の挙を待って 博士の心証を良くしようと努めたにちがいない」という(前掲書)。この状を、 巨勢文雄としては、弟子の清行を最大級に褒め讃える推挙状を作って、問答 ものであった。従って、 される「清行才名超|一越於時輩|」という「薦|清行|状」を、 う。なお、 受業師文雄の配慮に基づく人事かもしれない」という(所功 清行の対策に関わって、 「(この) 清行を文章生に推し、 推挙状は、 清行の対策にどれ程関わることができたか 所は、『江談抄』(巻五・4)の説話に記 対策及第後の任官は、多くが少内記、 得業生が受験資格を得るために不可欠な 文章得業生に選んだであろう 『三善清行』 清行の対策の 文雄 吉 大

- 42) この班田については、筧敏生「班田収授制と畿内」(名古屋大学文学部研 究論集・史学41・一九九五年)を参照した。
- 44 43 九六一年)。 斎宮奉迎使には「大体五位の王が任じられる」(『訳注日本史料 虎尾俊哉 「班田収授法の実施状況」(『班田収授法の研究』 吉川弘文館 延喜式
- 45 自署はないものの帯びている官職から、 文雄と推定できる

上』集英社・二〇〇五年)補注

- (46) 大江匡衡 [請殊蒙天恩依検非違使労兼任越前尾張等国守闕状] (『本朝文粋. 巻六・161 った匡衡が受領に任ずることを請う申文での記述であり、附会したと考えら げるが、文雄は文章博士から任じられたわけではない。当時、 に「文章博士任, 受領, 例」として、「巨勢文雄任, 越前守, 」をあ 文章博士であ
- 47 宮崎康充 『国司補任 第二 (続群書類従完成会。一九八九年)。

- 48 あった」(『日本古典文学大系 九八八年、 彌永貞三「仁和」 一九六二年初出) 二年の内宴」(『日本古代の政治と史料』高科書店 菅家文草 は左遷といい、 菅家後集』(岩波書店・一九六六年 川口久雄も「明らかに左遷で
- 49 彌永前揭論文

198詩補注)という。

(50)山本信吉「三代実録、 一九六六年)。 延喜格式の編纂と大蔵善行」(歴史教育14

6

- (51)後藤昭雄「紀長谷雄「延喜以後詩序」私注」(『平安朝文人志』 一九九三年)。 吉川弘文館
- 二〇〇八年)参照 (日向一雅編 『平安文学と隣接諸学4 王朝文学と官職 ·位階』竹林舎

(52) 工藤重矩「詩人歌人の官職と文学

-内記・蔵人所・内御書所など--_

注(6)の『除目抄』

53

- 54 同日に大外記に任じられたのが、大蔵善行である。
- 55 元禄版本、日本詩紀等に拠る。日本古典文学大系本は「書」
- 56 道真と文雄の交流については、高兵兵「菅原道真の交友と源能有」(和漢 に作る。
- 57 誠出版・二〇〇三年)が指摘するように、道真の任讃岐守は左遷ではないと 比較文学35・二〇〇五年)に触れるところがある 春名宏昭「菅原道真の任讃岐守」(和漢比較文学会編 『菅原道真論集』
- 58 以下の記述は、拙稿「安倍興行考」(前掲)とほぼ重なる。諒承されたい。

考えることもできるが、道真自身は左遷だと思っていた

- 59 (『交替式の研究』 以下、 国司の交替については、 吉川弘文館・一九七八年) 福井俊彦 「『延喜交替式』 を参照した による交替制度
- 60 この点は、拙稿 「安倍興行考」(前掲)
- (61) この一連の贈答についても、高前掲論文に言及がある。 原道真の詠竹詩」(『平安朝文人志』吉川弘文館・一九九三年、 また、後藤昭雄 一九八二年初

- 出)も参照。
- 『芸文類聚』(竹)に見える。 『芸文類聚』(竹)に見える。 『芸文類聚』(竹)に見える。
- (4)を擦「菅亰笪夏)水竹寺」(市場)。 (63)会稽山は越州にあり、それに准えたか。後藤「菅原道真の詠竹詩」(前掲)。
- (6)】『公卿補任』応和三年によれば、応和三年六月三日薨、七十六歳(64)後藤「菅原道真の詠竹詩」(前掲)。
- られる。この点については、拙稿「菅原道真における〈祖業〉」(伊井春樹編(66)紀伝道出身者は、元来、良吏・能吏であることが期待されていたと考え

『古代中世文学研究論集 第二集』和泉書院·一九九九年)参照。

Discussions about Kose no Fumio

Koji TAKIGAWA